

ニュージーランドのクライストチャーチで発生した地震における海外旅行保険等の取扱いについて

株式会社損害保険ジャパン

ニュージーランドのクライストチャーチにおける地震により被害を受けられました皆様に心よりお見舞い申し上げます。
今回の地震における、海外旅行保険等の取扱いについてご案内いたします。

(2011年2月25日現在)

1. 海外旅行保険の取扱いについて

主な特約の取扱いについては次のとおりです。

<1> 補償の対象となる主な特約

商品名・特約名	保険金のお支払い
<p>■海外旅行総合保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害死亡保険金支払特約 ・ 傷害後遺障害保険金支払特約 ・ 傷害治療費用補償特約 ・ 治療・救援費用補償特約 ・ 救援者費用等補償特約 ・ 携行品損害補償特約 <p>■新・海外旅行保険【off!】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通保険約款（治療費用保険金） ・ 傷害死亡・後遺障害保険金補償特約 ・ 救援者費用等補償特約 ・ 携行品損害補償特約 	<p>今回の地震により発生した事故につきましては、各特約に従い、保険金のお支払い対象になります。</p> <p><救援者費用について></p> <p>治療・救援費用補償特約または救援者費用等補償特約がセットされているご契約につきましては、被保険者（補償の対象となる方）が、次のような事由に該当した場合に、被保険者の親族が現地に駆けつけた際の交通費、宿泊費等をお支払いいたします。</p> <p>①ケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または継続して3日以上入院された場合</p> <p>②事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>■海外旅行総合保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行変更費用補償特約 	<p>今回の地震により、日本から出国を中止または現地から中途帰国された場合に支出された費用（取消料、違約料等および渡航手続費）は、保険金のお支払い対象になります。</p> <p>（注1）2月22日に地震が発生しているため、保険料領収日または契約日が2月23日以降の場合は、今回の地震の影響により支出された費用であっても保険金のお支払い対象外になります。</p> <p>（注2）インターネットでご契約いただく新・海外旅行保険【off!】につきましては、旅行変更費用補償特約はセットされていません。</p>

< 2 > 補償の対象とならない特約

特約名	保険金のお支払い
■海外旅行総合保険 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行中の事故による緊急費用補償特約 ・ 航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約 ・ 航空機遅延費用等補償特約 ■新・海外旅行保険【off!】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約 ・ 航空機遅延費用等補償特約 	今回の地震により発生した費用等につきましては、保険金のお支払い対象になりません。

2. その他の傷害保険の取扱い

1. 以外のその他の傷害保険の取扱いについては次のとおりです。

商品名	保険金のお支払い
■学校旅行総合保険 ■旅行事故対策費用保険 ■旅行特別補償保険	< 海外旅行の場合 > 今回の地震により発生した事故につきましては、各補償条項及び特約に従い、保険金のお支払い対象になります。
■その他の傷害保険（傷害総合保険等）	【例】傷害総合保険（死亡、後遺障害、入院、手術、通院保険金等） 「地震」は普通保険約款の「保険金を支払わない場合」に該当し、保険金のお支払い対象になりません。 （注）天災危険補償特約がセットされている場合は保険金お支払いの対象となります。

本件に関するお問い合わせは、取扱代理店または損保ジャパン（※）までご連絡ください。

（※）現在該当地域にご旅行中の方は、ポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）に掲載の「損保ジャパン・海外メディアカルヘルプライン」または「損保ジャパン・海外ホットライン」までご連絡ください。

以上